

## 日本・朝鮮における同族概念の比較試論

— 養子と相続を中心として —

はつ どり たみ お  
服 部 民 夫

## 問題の所在

- I 日本における同族研究の成果  
— 有賀・喜多野両説を中心として —
- II 朝鮮における同族  
1. 養子と相続  
2. 従来同族研究
- III 日本の同族と朝鮮の同族  
おわりにかえて

## 問題の所在

かつて鈴木榮太郎は朝鮮の農村社会研究に際して、彼の日本農村社会研究の成果である自然村理論をその理論枠組として研究を行なった。日本において蓄積されてきた日本社会に関する理論が、諸外国の社会の研究の枠組として適用が可能か否か、という問題は比較研究を行なう際には常に念頭に置いておかねばならない問題の一つであろう。いわんや、同一の術語が使用・流通している場合には、その術語が同一の意味内容を持つか否かを検討しておくことは生産的な論議をなす上で不可欠の作業の一つであろう。

日本社会の研究と朝鮮社会の研究との双方において使用・流通してきた術語の一つとして「同族」がある。朝鮮社会の研究上使用される同族という術語は、『朝鮮家族制度研究』の著者である金斗憲によれば、日本人学者の使用に始まる、とされるが、それは1930年代のことであった。ちょうどその頃、日本においても有賀喜左衛門などによって同族の社会学的研究が始まり、双方で独立して研究が進められた結果、同族という術語の持つ意味内容はかなり食い違ったものであった。

日本における同族の研究はその後膨大な蓄積をなすに至ったことは周知のとおりであり、理論の精緻化も進み、

同族の構造の理論化からその解体の理論化へと局面が展開しつつある。さらには、同族を親族論の文脈の中でどのように関連づけ、位置づけるのか、という新しい問題領域へと進んできている。一方、朝鮮における同族研究も解放後ますます進められ、幾多の業績をあげてきた。戦前における研究状況と同じく戦後においてもまた双方における同族研究は独自に進められたために、両国における同族の定義は随分食い違ったものとなってしまっている。

本稿においては、先に述べたような観点から、日本と朝鮮とにおける同族の特質を検討し、双方における同族概念とその特質を比較検討することをその目的としている。したがって、まず日本における同族研究の成果を簡単に整理し、その後朝鮮の同族の特質を明らかにするとされる養子と相続の問題に関する資料の整理と、従来の同族研究の概観を行なう。その後、双方の比較検討を行ない、暫定的な結論を導き出したい。もとよりこれは一つの試論であり、一つの素描であることを最初にお断わりしておきたい。

## I 日本における同族研究の成果

— 有賀・喜多野両説を中心として —

日本の農村社会学において同族研究は戦前からの大きなテーマの一つであり、幾多の実証的調査が積み重ねられ、多くの理論的成果があげられてきた。同族の研究は、その構成単位である家をどのように見るのかという問題と不可分に絡みあう形で展開されてきた。その中でもとりわけ戦後行なわれた有賀喜左衛門と喜多野清一との論争は、必ずしも両者が十分に噛み合ったとはいえないまでも、両者の理論をより精密化し、家—同族論にかかわ

る問題点を理論的に整理する意味できわめて有益であったといえる(注1)。両者の見解は大略次のようであったと思われる。

まず家については、有賀によれば、従来家構成員を他者から区別する規準として血縁・親族関係の有無だけが重視されてきたが、むしろ、家の存続という観点から、家のあととり(嫡系成員)およびそれ以外(傍系成員)に分けるべきだとする。嫡系成員は家という集団の存続の主役であって、主として管理的役割を担い、傍系成員は嫡系成員の指揮のもとで家の仕事を分担した。傍系成員には血縁者・非血縁者の双方が含まれ、その間に役割において差はなかった。したがって非血縁の傍系成員もまた成立したという。このことは非血縁の傍系成員もやがては家産から一定の分与を受けて分家する、ということが習慣的に決定されていることによって保障されているとする。また家族意識についていえば、それは同じ家庭生活に属するという共属意識であり、家の成員各人がそれぞれの立場においてその家の中心者に一定の社会関係によって従属する意識をもって家庭生活に参加する自覚さえあれば、それを家族意識と認める。そしてそのような自覚をもって家の生活を内部から支える人びとすべてを、たとえそれが外部からとり入れられた召使であっても、家成員であるとする。なぜなら、家は基本的に生活集団だからであり、このような人びとにより構成されている生活集団たる家を、有賀は歴史的社会的文化的に規定された日本の家族である、とするのである。

一方、喜多野は全く異なった立場をとり、家と家族を理論的に明確に区別する。喜多野によれば、家族は戸田貞三が『家族構成』で展開した「夫婦親子並びにその近親者の愛情に基づく人格の融合であり、かかる感情的融合を根拠として成立する従属関係、共産的關係である」(注2)という家族結合の本質論を妥当とし、それを核的小結合ととらえる。したがって、その小結合の内部には非血縁の召使などが入りこむ余地はない。家族はその本質として夫婦親子よりなる少数の成員に縮約する性質をもち、その現われ方は各民族各時代において伸縮し、結果として多様なあらわれ方をしたとしても、どの家族にも結合の内在的契機としてこのような作用が働いているとする。したがって、家族意識はそのように縮約するごく少人数の人びとの感情的融合を根拠として成立すると説く。一方、現実存在している家は、核的小結合としての家族の単数または複数を含みながら、家父長制的な家長権の統率する家権力の下に成立する歴史的社会的

制度である。そして、それより上級の家族制度(=同族組織)の構成単位として成立し、現実の家共同体はこの家と家族が不可分に結合して営まれているとするのである。

家についての両氏の見解の相違は、それを構成単位とする同族の理論展開にも当然連なってくる。両氏の同族理論において、同族組織が本家分家の関係につながっている家々の連合体、ないしは系譜関係にある家々の集団、と見る点において違いはない(注3)。しかし、系譜関係の意味については両氏の間には大きな相違がある。次にそれを見てみよう。

まず有賀によれば、家の系譜関係の本来的な意味は生活上の主従(本末)にあり、また本家分家は主従の関係にある家の系譜、つまり生活上の本源とそれに緊密な生活の共同や全体的な生活連関をもっている本末の家々を意味している。同族団もまた、家がそうであったように、生活集団であり、生活の共同・連関のために地縁的な意味を強く持つことになる。このようにして有賀においては「同族団の同族団たる所似のものは、上下的乃至、主従的身分関係を内実とする緊密な生活集団たる点に存する」(注4)ことになるのである。

一方喜多野においては、同族組織は「本家の家権威を中心として、こうした系譜関係に連繫されている家の連合体」(注5)とされる。では喜多野のいう系譜関係とは何であろうか。これは、家の創出・分岐にあたって本分家間において相互にその出自関係を認知しあうことによって設定される関係である。そして、この相互認知の上たって両者は系譜上に一定の位置を占める家の関係として結合される。こうした家の系譜関係の相互認知が本家分家関係の成立であり、本家の権威は系譜の本源であるという事実にもとづき、分家が本家に服属することを妥当とする根拠は系譜の本源の持つ伝統的権威に対する承服である、とする。したがって、同族組織の結合の本質(=構造原理)は系譜関係にある、と説くのである。

このように両氏が描く同族組織の姿はかなりその様相を異にしている。有賀においては、本家分家間において本家を中心として生活諸連関を営む身分統制的集団となるのに対して、喜多野においては、本家の伝統的権威にもとづく権威統制的集団として描きだされることとなる。では両氏の理論を検討してきた私たちは同族をいかに定義すべきだろうか。

同族をどのように定義するか、という問題に関しては、すでに同族にはそれ独自の結合の本質があり、それを正

しくとらえ、それとの関連において形態や機能の問題を研究すべきだとする及川宏(注6)や喜多野(注7)の指摘があり、私たちもこの指摘に従うのが適当であると考え。このような観点から、私たちは同族の内部的な構造原理を系譜関係に求め、その構造的特徴の一つを本家統制に求めたい(注8)。そして、その本家統制を基礎づける本家の家権威は、本来的には系譜の本源に由来するものであるとする。この場合の系譜関係の意味は喜多野のそれであることは言うまでもない。もっとも、こうした本家の家権威も、その物質的基礎にうらづけられている場合には強力に補強されるのであり、むしろ現実的には、そうした物的基礎としての土地所有や経営、あるいは政治的要素と不可分に絡みあう形で生産・生活のうえに発現しているとみることができ(注9)。このようにして「同族はこの家権威のもとに分家を創出させて、分家がその本家権威に承服しつつ系譜上に一定の位置を占めることによって構造的原型をみせる」(注10)ことになる。

では、このような同族の機能はどのようなものであったのだろうか。この場合、同族の機能も根底においては本家権威に規定されているものである。したがって、同族の諸機能も系譜の関係と内面的に結びつくかぎり、そこに同族固有の機能をあらわしていると見ることができ。このような意味における同族の機能は氏神祭祀または先祖祭祀に求めることができ、このことが系譜本源の権威の象徴であると理解することによってのみ同族祭祀の真の意味を理解することができる。同族の機能はこのような同族祭祀に限られるのではなく、本家分家間の多様な生活連関として表現され、あたかも一つの生活共同体の観を呈したのである。この生活連関もまた本家の権威の下に規制されていたのであり、本家権威は系譜の本源とそれを補強する土地所有とを基盤としていた。本家は分家創出にあたって家産や生産・生活要具を分与し、あるいは貸与して、そこに一個の家を創設するのであるが、このような同族内の生活連関の諸相は、本家の分家創出行為のなかにその原型を内包しているであろう(注11)。

同族の構造原理や機能を以上のように整理するならば、同族の特質は本家の分家創出行為の内にその構造的原型を見出すことができると考えられる。このような意味で同族の特質は家の特質と不可分の連関をもって現われてくるのである。つまり、本家・分家はどのような人びとによって担われるのか、という問題。そして分家の経済的基盤をなす財産はどのように分与されるのか、という問題。したがって家の後継者および分家の創始者と、

相続ないしは財産分与の問題であり、ここに同族の構成を解明するための一つの鍵を見出すことができると思われるのである。

次節においては、朝鮮における同族を考える手続として、朝鮮において従来行なわれていた養子および相続に関する慣習を見てゆくことにする。養子の検討は具体的には家の後継者の問題ではあるが、同時に同族組織がどのような人びとによって担われているか、という点を明らかにし、逆に実子の地位を考える場合の重要な論拠となる。また、相続の検討は同族の構造的特徴の一つである本家統制、およびそれを補強する本家の経済力の問題に対する一つの論拠となると考えられるからである。

(注1) 有賀・喜多野論争については以下の文献を参照されたい。

有賀喜左衛門「日本の家」(日本人類学会編『日本民族』1952年、『著作集』VII巻 未来社)。同「家族と家」(『哲学』第38集 慶応大学三田哲学会 1960年、『著作集』IX巻)。同「家族理論の家への適用」(『社会学評論』第19巻第2号 1968年、『著作集』IX巻)。喜多野清一「同族組織と封建遺制」(人文科学委員会編『封建遺制』1951年)。同「日本の家と家族」(『大阪大学文学部紀要』XI巻 1965年)。喜多野・住谷一彦「日本の家と家族—有賀・喜多野論争の問題点—」(『思想』1968年5月)。有賀・喜多野論争をとりあげたものとして、青山道夫「日本の家と家族の本質—有賀・喜多野論争の問題点—」(『西南学院大学法学論集』第5巻第1号 1972年)。光吉利之「親族関係—同族と親族—」(山室周平・姫岡勲編『現代家族の社会学』培風館 1970年)。  
などを参照。

(注2) 戸田貞三『家族構成』弘文堂 1937年 61ページ。

(注3) 大橋薫「同族並にその類縁諸概念の再検討—有賀、喜多野両氏の学説をめぐって—」(『ソシオロジ』第4号 1953年) 1ページ。

(注4) 同上 3ページ。

(注5) 喜多野清一 前掲論文(1951年) 177ページ。

(注6) 及川宏「同族組織と婚姻及び葬送の儀礼」(『民族学年報』第2巻 1939年) 32ページ。

(注7) 喜多野清一 前掲論文(1951年) 177, 181ページ。

(注8) 松本通暗「同族の機能と構造」(『講座家族』

第6巻 弘文堂 1974年) 253—254ページ。

(注9) 同上 254—255ページ。

(注10) 同上 255ページ。

(注11) 同上 263—266ページ。

## II 朝鮮における同族

### 1. 養子と相続

朝鮮における養子および相続の従来の慣習について知るうえで私たちが利用できるものとして、①朝鮮総督府編『慣習調査報告書』(明治45年以下『報告書』と略)、②朝鮮総督府中枢院編『民事慣習回答彙集』(昭和8年以下『彙集』と略)、③南雲幸吉編『現行朝鮮親族相続法類集』(昭和10年)などがあるが、主として①、②の2書に挙げられた中から例を引きながら考えてみよう。ただし、これらの調査は日本の従来の慣習に実態以上に引き寄せて朝鮮のそれを考えている面がある。たとえば、朝鮮における財産相続は分割相続であり、日本の家督相続といわれる家長権と財産権の独占とはその様相が異なるにもかかわらずこの資料の随所に家督相続という術語が使われている、といった具合である。しかしこれらの資料はそのバイアスを修正しつつ見てゆくとき、一つの像を私たちの前に提示していると思われる。では前記資料を引きながら養子、相続について考えてみよう。

#### (1) 養子

朝鮮においては、養子、養孫、次養子、収養子など幾つかの養子がある。これらの各々について順次見ていこう。

(i) 養子 養子は「祖先及自己ノ祭祀ヲ行ハシムルタメ擬制ノ子ヲ作ル必要ニ出テタルモノニシテ養子ヲ為スハ畢竟祭祀者又ハ祭祀者タルヘキ者ヲ定ムルニ外ナラス」(注1)とされ、したがって、養子を為すことができる人は祭祀者となることができる男子に限られ、養親には嫡男もしくは庶男がないことが法制上定められているが、庶男は祭祀者として問題があると考えられていた。朝鮮においては庶子が諸々の点で社会的に不利な立場に置かれており(注2)、そのため庶男が有るにもかかわらず養子を迎えたことが少なくなかった。たとえば、大正3年の光州地方法院木浦支部よりの照会「朝鮮ニ於テハ庶子アル者ト雖養子ヲ為シ得ル慣習アリシヤ」に対して、中枢院は「朝鮮ノ法制ニ於テハ庶子アル者ハ養子ヲ為スコトヲ得サリシモ實際ニ於テハ庶流ヲ卑ムヨリ家系ヲ重スル者門閥アル者等庶子アルニ拘ハラズ養子ヲ為スコトアリ慣習上有効ト認メシカ甲午改革後此慣習ハ殆ト革マルモ今尚一部ニ行ハレ必スシモ之ヲ無効ト視ルコトヲ

得サル状況ニアリ」(注3)と回答している。

次に、養子の有資格者は養親となる者と同列にある男系の血族である男子の子であって、かつ男子であることを要する。同列とは系譜上において横に並ぶ人たちのことで、同父兄弟、男系の血統である従兄弟、再従兄弟などを指す。したがって、養子の有資格者は同列者の子である男子ということになる。このことは男系の血統をもって親族の基礎となし、その血統の断絶を防ぐ意味であり、同列者の子であることを必要とするのは父子の序を乱さないためである。これを昭穆の序という。ただし、長男は宗家を継ぐ場合以外は原則として養子となることができない。それは長男が生父の祭を行なう第1順位者だからである。たとえば、大正3年の海州地方法院長からの照会「朝鮮ニ於テハ長男ハ絶対ニ他人ノ養子トナルコトヲ得サルヤ。兄弟三人アリ次兄カ嗣子ナキ場合ニ末弟ノ長男ヲ養子トナスコトヲ得ルヤ」というものがあり、中枢院の回答に「朝鮮ニ於テハ長男ハ他家ノ養子ト為スコトヲ得サルヲ本則トスルモ支家ノ子ヲ宗家ノ養子ト為ス場合ニハ必ス長男タルコトヲ要シ又弟ノ子ヲ兄ノ養子ト為ス場合ニハ長男ト雖モ妨クナキ慣習ナリ」(注4)という例があり、次兄の場合においても宗家を継ぐ場合に準じるとの見解が出されている。

では逆に、嫡男がありながらその者を廃除して養子を取る事は可能であったらうか。この点に関する直接的な例は見出せないが、大正9年の回答に「祭祀相続人タルヘキ長子カ暗愚・病弱ノ為家政ヲ執ル能ハサルコトヲ理由トシ被相続人ノ意思ヲ以テ之ヲ廃除シ次子以下ノ者ヲシテ祭祀相続ヲ為サシムルコトヲ得ス」(注5)がある。長子が暗愚・病弱であるとの理由があっても祭祀相続が次子へすら移動しないのものであるとすれば、いわんやその長子を廃除して養子をなすことが慣習として許されるはずがないであろう。直接例を見出せないという事実が、そのような行為が慣習的に許されるべきものではなかったということを物語っているのではなかろうか。ところで、このように嫡子、特に嫡長子の地位は強く保護されているが、養子は縁組をなした時点から嫡長子の地位を獲得し、たとえ立嗣後に養親に嫡子が生まれた場合であっても「凡無子立後者既定出立案雖或生子當第二子以立後者奉祀」(注6)とされているように、嫡長子と同一の権利を有し、養親に対して、また親族に対して嫡子と全く同一の親族関係を生じる。このように強く保護されている養子であっても、養子が罪を犯したり、家産を蕩尽し将来奉祀の望みがないとき、狂易または悪疾あるときは

罷養される。この点嫡子よりその地位は若干弱いと言えることができる。このような養子の性質および地位より養子は当然1人に限られる。たとえば、「前ニ門会ノ決議ヲ経テ養子ヲ為シタル後其子アルコトヲ隠蔽シ別ニ養子ノ勅許ヲ受クルモ其養子ハ無効ナリトス」(註7)といわれていることによっても、それは裏付けられるであろう。

(ii) 養孫、養子となすことができる適格者が無いとき、すでに死亡した昭穆相当者に男子が有る場合には、その死者を養子となし(死後養子)、その死者の子をして後を継がしめることであり、それを養孫という。もとよりこれは一つの変例であった。

(iii) 次養子 次養子とは「既婚ノ長男又ハ養子死亡シ其ノ者ニ男子ナク且他ニ自己ノ男子ナキ場合ニ於テ其ノ長男又ハ養子ニ養子ヲ為サス之ト同列ニ當タル者ヲ自己ノ養子ト為シ其ノ養子ニ男子出生スルヲ待チテ亡長男又ハ亡養子ノ養子ト為スコト」(註8)であり、その後その次養子は実家に復帰する。次養子は養子がほとんど嫡長子と変わらないほどの強固な身分を持っていたのに比し、上記のように男子出生後その男子を養家に残し実家へ復帰するというように経過的な身分にとどまった。たとえば、大正4年咸興地方法院北青支庁からの照会「次養子ハ相続権アリヤ若シナントスレハ次養子トシテノ身分上ノ権利義務如何。次養子トハ長男ノ養子ニアラスシテ戸主ノ所謂次養子ナルヘキモ出生兒ハ当然戸主ノ長男ノ養子トナルヘキヤ。出生兒ノ親権者如何」に対して「次養子ハ養家ノ祭祀者タル地位ヲ承継セス単ニ其ノ撰行者タル地位ニ立ツノミナルカ故ニ祭祀ニ付テハ次養子トノ間ニ相続行ハレサルモ養親ノ遺産及戸主ノ地位ニ付テハ……次養子ニ男子出生セハ其出生兒ハ直チニ祭祀戸主及財産ノ相続ヲ為シ次養子ハ実家ニ復帰スヘキモノナリ(中略)。出生兒ニ対シ親権ヲ行フ者ハ亡長男ノ妻ナリ」(註9)と回答している。つまり次養子は一つの便法にとどまったのである。

(iv) 収養子 明治44年の京城地方裁判所の照会に「収養子ナルモノアリヤ、アリトセハ其養子トナルヘキ者ハ親族タルト否ト又行列ノ如何ヲ問ハス如何ナルモノニテモ養子トナスコトヲ得ルヤ。又姓、奉祀及ヒ財産ノ繼承等ニ於テ普通養子ト如何ナル差異アルヤ」というものがあり、これに対する回答は「同姓又ハ異姓ノ兒ヲ養育シ若クハ棄兒ヲ拾養シテ子ト為ス場合ハ之ヲ収養子ト云フ随テ収養子ト為スコトヲ得ル者ハ親族タルト否トヲ問ハス又親族タル場合ニ於テモ苟モ卑屬タル以上ハ其行列ニ制限アルコトナシ而シテ収養子ハ其本姓ヲ稱スルヲ原則

トスルモ三歳以下ノ棄兒ヲ収養シタル場合ニハ収養者ノ姓ニ從ハシムルモノトス」(註10)。しかし、3歳以下の養親の姓を名乗る収養子であっても、嗣子とすることは法制上はできなかつた(註11)。法制上、と言ったのは事実上はそういうケースがかなり存在したことをうかがわせる次のような例があるからである。大正3年の京城地方法院長の照会「収養子ハ絶対ニ相続権ヲ有セサル者ナルヤ」に対する回答に「収養子ハ祭祀相続及財産相続ノ資格ヲ有セス……然レトモ収養父ノ近親ナク他ニ其ノ遺産ヲ承継スヘキ者ナキトキハ自然収養子ノ有ニ歸スルヲ例トス」(註12)。また、「収養子カ事實義父ノ後ヲ継キ祭祀ヲ行ヒタルトスルモ慣習上之ヲ祭祀相続ト認メス収養子ハ別ニ一家ヲ創立シタルモノト視ルヲ隱当トス」(註13)。このように収養子は法制上は養父との間に親族関係を生ぜず、相続をなすことはできなかつたが、特に3歳以下の遺棄兒の収養子の場合は養父の祭祀財産および戸主権を相続する場合がかなりあったものと考えてよいと思われる。

## (2) 相 続

朝鮮における相続をどのようにとらえるかについて、たとえば金斗憲は「李朝本来の相続制は家系の継続がその根幹をなしており、そこにおいて祭祀の継承と戸主の伝承とを包含する家長権の相続があり、それに従って財産の伝承又は分給が意義を生じてくる」(註14)とし、祭祀相続がその根本であるとしている。また李光奎も祭祀相続こそが最も重要であるとする(註15)。しかしここでは、朝鮮における相続には祭祀相続、財産相続、戸主相続の3種があるとする『報告書』の立場に従っておくことにする(註16)。ただこの資料では相続の概念に、管理権もしくは用益権のみを得たのであって処分権が留保されているのではないかと思われるものもあり(註17)、概念自体必ずしも正確であると思われない点があるが、この点に関しては今後の研究を待ちたい。

### (i) 祭祀相続

まず祭祀相続をなす者は実子(男)もしくは昭穆の序の正当な養子たる男子に限られる。嫡男が複数ある場合は純然たる長嫡子尊重の原則が守られる。しかし「祭祀相続人ハ嫡出ノ長男ナルヲ本則トスルモ若シ長子カ婚姻前ニ死亡シ又ハ其家ニ在ラサルトキハ衆子即チ次子以下ノ男子ハ其長幼ノ序次ニ依リ祭祀相続人トナリ……長子カ婚姻後ニ死亡セシモノナルトキハ縱令衆子アルモ衆子ハ祭祀相続人トナルコトヲ得ス長子ノ子(男)ヲシテ祭祀相続ヲ為サシメ又其子(男)ナキトキハ長子ニ養子ヲ

為シテ祭祀相続ヲ為サシムル慣例」(注18)になっている。この後者の場合は長子を世代数に算入する。逆に言えば、未婚のまま死亡した者は系譜の上では生まれなかったのと同じことになる。また、新たに一家を創立した者、もしくは新たに分家した者は祭るべき先祖を持たないわけであるから、祭祀相続という観念自体が成立しなかった。次に述べる財産相続との関連で言えば、祭祀相続人がより多くの財産を受け取る理由は、祭祀相続に要する費用の分与という意味があったのである(注19)。

## (ii) 財産相続

財産相続は被相続人が戸主であるかそれとも家族であるかによって異なる。

### (a) 戸主の場合

相続すべき人間の数によってその相続分は異なるが、大正2年、高等法院長に対する回答において「嫡庶ノ男子各数人アル場合ニ於テハ亡父ノ遺産ハ嫡長子略ボ其ノ二分ノ一ヲ承継シ残余ヲ他ノ嫡庶子間に分配ス而シテ長子以外ノ者ノ分配ヲ受クル割合ハ嫡子間及庶子間ハ平等ナルモ嫡子庶子間ニハ嫡子稍多キヲ例トス」(注20)との見解が示されており、祭祀相続が独占相続であるのに対し、「長男優待不均等相続」(注21)とはいえ分割相続が慣習となっている。では分割前の遺産の所有関係はどのようになっているだろうか。前と同じ回答の中で「分配前ノ遺産ニ付キ各相続人ノ共有関係ヲ認メ若シクハ之ヲ相続財産トシテ格別ノ取扱ヲ為ス慣例ナキヲ以テ……所有関係ヨリ言ヘハ一旦祭祀相続人ニ移リ爾余ノ相続人ハ分配ニ因リ始メテ其ノ有ニ帰ス」(注22)として共有関係は否定されている。このことは分配比率が遺言などにより決定されていない場合は、祭祀相続人自らが決定するとされていることでも確認できる(注23)。また、財産相続人たる次男または三男といえども、分家をなす際でなければ、つまり既婚であり分家をなす際のみ分配分の請求を為すことができる(注24)。

では、相続をなすべき人がいない場合はどうなるだろうか。その場合は祭祀相続の必要から養子を取るのが普通であるが、養子未定の際には亡戸主に妻と女がある場合はその妻において、妻なき場合は女において相続する(注25)。この場合は祭祀相続人不在につきこの家は絶家となる。

分家の時期の問題に触れておくと、遺産の分配を受ける者は相続開始時に被相続人の家籍に在る者に限られ(注26)、その分配総額は分配のときにおける現存額を限度として分配される(注27)。したがって、相続開始の時

期において各相続人の相続額は定まっているが、しかし実際は前述したように請求権という形で具体化されるのは、請求権者である次三男が結婚をした後であり、したがって分家をなす時期はさまざまである。

### (b) 家族の場合

死者に男子あるときはもちろんこれが相続をなすが、既婚の長男で男子が無い場合は「長男(乙)ノ遺産ハ乙ノ死亡ト同時ニ其父(甲)タル戸主ニ帰シ、甲ノ死亡後ハ乙ノ妻ニ帰スル」(注28)ことになる。妻に帰した財産は養子を為すまでは妻が保持し、亡長男乙に養子をなした時点でその財産は養子が相続する。死者が次男以下の既婚者の場合は妻において相続する(注29)。この場合も立養の時点でその養子に財産が移転するのはもちろんである。死者が未婚の場合はその父が相続し、父なきときは戸主がこれを相続する。

### (iii) 戸主相続

戸主相続とは戸主たる地位の相続であり、祭祀相続をなす者は同時に戸主の地位を相続する(注30)。したがってその順位は祭祀相続と同一であり、祭祀相続人が無い場合には被相続人の母、妻の順序で一時戸主となることがある。同様に、新たに一家を成したのも、または分家をなした者には戸主権のみがあって祭祀権が無い場合がある。では戸主権とはどの程度の強さであったのだろうか。たとえば、嫡子を離縁させることができたであろうか。答えは否であり、「戸主ニ其家族ヲ家籍ヨリ除キ又復籍ヲ拒ムコトヲ得ル権利アリトセシニ非ス……戸主ノ家族ニ対スル懲戒権ノ作用」(注31)であるにとどまり、それほど強大なものではなかったようである。なぜならば、それは日本における戸主権のもつ離縁といったような「切り札」を欠いていたからである。

ここで親権および夫の妻に対する夫権について述べておくと、「父母ハ子ニ対シ監護、教育、懲戒、居所ノ指定、職業ノ許可、財産ノ管理、戸主権ノ代理行使」(注32)などの権限があるが、夫は妻に対しては「監護、教育、懲戒等ノ権利ヲ有セス又戸主権ノ作用トシテ見ルヘキモノハ妻ハ夫ノ受クルニ非サレハ大抵ノ法律行為ヲ為スコトヲ得ス又職業ヲ営ムニ付テモ夫ノ許可ヲ要シ其ノ他夫ハ妻ノ居所ヲ指定シ同居ヲ強フル権利」(注33)があるにとどまった。

このように、養子と相続の面からみると朝鮮の同族構成の基礎は日本のそれとは著しく異なっている。この相異の持つ意味は後に考えると、朝鮮の同族を大きな

目で見た場合、それはどのような姿をとっているだろうか。

## 2. 従来の同族研究

従来の朝鮮の同族研究では同族をどのように見ていたであろうか。同族部落という呼称の創始者である善生永助(注34)は朝鮮全土の同族部落を調べ詳細に分析したが、彼によれば同族の機能として、祖先の祭祀、同族の相互救助、勸農、教育奨励、風習改善などがあるという。そのうち最も重視されているのは祖先祭祀であり(注35)、宗孫がその祭祀を主宰し、その宗孫の家である宗家の地位は非常に重んぜられている。もし宗家が貧困などときには同族が力を合わせてその一家を扶助し、宗家としての体面を守らしめるという(注36)。ここにいう同族とは喪服や法律上の限定のある親族ではなく、より広く同本同姓とされている。また、祭祀その他の共同事業を行なうための共同財産を持っており、普通これらは宗山、宗土、宗田、祭位田などと呼ばれ、宗孫・門長といえどもこれらを勝手に処分することは許されなかったという(注37)。

また、鈴木栄太郎は韓山李氏の同族組織を分析して、「朝鮮に於ける同族の組織は、男系による血族的集団であるが、同族の組織化は社会的地位の世襲の観念によって保証されている」(注38)と考えており、その範囲としては、1. 高祖を中心とするもの、2. 定着初代の先祖を中心とするもの、3. 一族中高官になった人を中心とするもの、4. 一族の始祖を中心とするもの、の4種をその最も重要なものとして挙げ(注39)、高祖を中心とする子孫の団が同族組織の中で最も強固な一つの塊をなしている(注40)、と見てそれを門中と言っている。

戦後の研究において崔在錫は同族集団を「父系の親族集団であって、形式的には同祖意識を持つところの同姓同本の男系親族を指称するものである」(注41)と定義し、その結合範囲よりみて、1. 父母を共同祖上とするもの、2. 高祖を共同祖上とするもの、3. 部落を範囲とするもの、4. 数個部落ないし郡一円を領域とするもの、5. 派祖を中心とするもの、6. 姓と本を同じくするもの、の6種に分類し(注42)、この6種の中では崔もまた2の集団を最も密接な結合を持つ集団であるとし、それをこの集団をのみ「堂内」と呼ぶということによって特徴づけようとした。この堂内においては日常生活において、プマシ(一種の手間替え)や農具の貸借などが行なわれるとしているが、それほど多いものではなく、婚葬時における協力が最も大きなものであるという。また同族の機能について、生活集団として経済的な協同を行なうという

面は稀薄であり、農業生産のための同族仲間の協同組織はほとんどなく(注43)、むしろ社会的地位の表示といった面が強調される。たとえば、社会的威勢の表示として、彼らの祖上が歴任した官職が重大な意味をもち、それらを記入した族譜やその他の文書を保存・管理すること、また威勢表示の物的施設として書院などの保存、および行動としての宗親会や〇〇公文物保存会といったような面における同族集団の活動がその主たるものとなっているという(注44)。このような同族集団の一面を李万甲は「同族集団が新たに齋室や祠堂をたて、或は修理を加えるということは(族譜編纂もここに含めれば)6.25(注45)以後ごくあたりまえに見られる大きな傾向である」(注46)と述べ、その政治的意味についても言及している。また李は同族集団が今後一方では社会の変化に伴って崩壊してゆくことを想定しながらも、他方では同族集団が利害関係によって再編されて存続してゆく可能性をも同時に見ている。

以上、従来の研究を足早にみてきたが、II節前半で述べたような、養子や相続をめぐる問題と交差する視角から論究したものはほとんど無いといってよい(注47)。しかし、ここに挙げた諸研究によっても、朝鮮における同族についての大きな像を描くことはできるであろう。次に節を改めて、日本と朝鮮における同族とその特質について考えてみよう。

(注1) 『報告書』 320ページ。

(注2) たとえば、庶子およびその子孫は文武吏員進士を許されず、顯官に叙せられることも無かった。金斗憲『朝鮮家族制度研究』ソウル 乙酉文化社 1949年 363ページなど。

(注3) 『彙集』 171—172ページ。

(注4) 同上書 195—196ページ。

(注5) 同上書 382—383ページ。

(注6) 『統大典』 礼典奉祀祭。

(注7) 『彙集』 35ページ。

(注8) 『現行朝鮮親族相続法類集』 登記と戸籍研究会 1935年 237ページ。

(注9) 『彙集』 218—219ページ。

(注10) 同上書 86—90ページ。

『大明律』 立嫡子違法條「其遺棄小兒 年三歳以下 雖異姓 仍聽収養 從其姓」

(注11) 同上書 立嫡子違法條「其乞養異姓養子 以乱宗者 杖六十 若以子与異姓人為嗣 罪同 其子 歸宗」

また、『刑法大全』第582条「異姓ノ子孫ヲ乞養シテ嗣ト為シタル者 笞六十ニ処シ、其子ハ本宗ニ帰ス但遺棄シタル三歳以下ノ小兒ハ異姓ト雖モ取養シテ其姓ニ從ハシムルコトヲ得ルモ嗣ト為スコトヲ得ス」

- (注12) 『彙集』 208—209ページ。  
 (注13) 同上書 155—157ページ。  
 (注14) 金斗憲 前掲書 279ページ。  
 (注15) 李光奎「韓国家族の構造」(中根千枝編『韓国農村の家族と祭儀』東大出版会 1973年)  
 (注16) 『報告書』 343ページ。  
 (注17) たとえば、男子なくして戸主が死亡し、養子が未定の際に妻において一時相続された財産の処分権を妻が単独で持つのかどうかは明らかではない。  
 (注18) 『報告書』 348—349ページ。  
 (注19) 李光奎 前掲論文 29ページ。  
 (注20) 『彙集』 141ページ。ただし、金斗憲によれば、この比率は確定的なものではないという。前掲書 293ページ。  
 (注21) 李光奎 前掲論文 29ページ。  
 (注22) 『彙集』 141ページ。  
 (注23) 同上。  
 (注24) 『彙集』 296—297ページ。  
 (注25) 同上書 129ページ。  
 (注26) 同上書 367—369ページ。  
 (注27) 同上書 329—330ページ。ただし、再分配が行なわれる場合もあることを李光奎が報告している。李 前掲論文 28ページ。  
 (注28) 同上書 217ページ。  
 (注29) 『報告書』 356ページ。  
 (注30) 同上書 343ページ。  
 (注31) 『報告書』 296ページ。  
 (注32) 『彙集』 179ページ。  
 (注33) 同上。  
 (注34) 『朝鮮の聚落(後篇)』 朝鮮総督府 1933年 1ページ。  
 (注35) 同上書 421—422ページ。  
 (注36) 同上書 391—392ページ。  
 (注37) 同上書 413—414ページ。  
 (注38) 鈴木栄太郎『朝鮮農村社会踏査記』 大阪屋号書店 1944年 62ページ。  
 (注39) 同上書 70ページ。  
 (注40) 同上書 69ページ。  
 (注41) 崔在錫「同族集団」(韓国農村社会研究会

編『農村社会学』ソウル 民潮社 1965年) 95ページ。

- (注42) 同上 97—100ページ。ただし、崔は1959年の論文「同族集団の結合範囲—聞慶郡古堯里全州李氏同族集団を中心として」(『梨花女子大学韓国文化研究院論叢』第1輯)では1を除いた5種を挙げている。  
 (注43) 同上 108ページ。  
 (注44) 同上 109—114ページ。  
 (注45) 朝鮮戦争のことを指す。  
 (注46) 李万甲『韓国農村社会の構造と変化』ソウル ソウル大学出版部 1973年 60ページ。  
 (注47) ただし、金宅圭は『同族部落の生活構造研究』大邱 青丘大学出版部 1964年 103—112ページで多少この点に触れている。

### III 日本の同族と朝鮮の同族

これまで、第I節において日本における同族一家理論の検討から、同族組織の特質が分家の創出という行為自体にその構造的原型を現わす、という一つの視角を引きだした。そして、それを家の後継者と財産の問題の2点に絞り、第II節においてそれが朝鮮においてはどのような形態をとるのか、という点を検討してきた。家の系譜が絶えない、また絶えさせてはならない、ということは単に家の問題であるばかりではなく、同族本家においては特に必要欠くべからざる要件だからである。なぜならば、本家が系譜の本源であり、同族内のどの家よりも遠くさかのぼれるという伝統的権威自体が本家統制を正当化する根拠であったからである。また財産についていえば、本家の圧倒的な経済力に補強されることによって本家の家権威による本家統制が円滑に機能しえたからである。本節においてはこの点を分析の軸に据えて、中国の家族・宗族をも視界の中に入れながら、朝鮮と日本の同族とその特質について考えてみよう。

朝鮮において宗家の尊重ということは、宗家の血統の維持ということと重なってあらわされる。たとえば、第II節に挙げた例によっても明らかのように、原則として支家であっても長男は出養しないとされているが、宗家への場合だけは特別であって長男に限られる、とされる。第II節で検討した養子は収養子を除いて血統の維持をその最大の目的としており、また実子がある場合には嫡庶・長幼の序が厳密に守られていたことを明らかにしている。このような厳密な秩序は、高麗期末期から李朝初期に進められた興儒崇礼の政策に始源するといわれ、嫡系



主義・輩行主義が唱せられた(注1)。もっとも異姓不養の原則は高麗時代から貫かれ「養異姓男子 与者答五十養者徒一年…遺棄小兒三歳以下 異姓贖養」という規定が『高麗史』に見える(注2)。中国においても異姓不養の原則は同姓不婚の原則と一体になっている。その同姓不婚制の根底にあるものは「同じ男系の血を分けた男女の間の肉の交合を不吉不倫とする観念である。……何故にこのような禁忌が存したかといえば……同姓なればすなわち同類であるという考え方に由来する」(注3)のであり、逆に言えば異姓は異類だということである。つまり、「同姓不婚と異姓不養とは、同一の根本思想から生ずる帰結であり、……その根本思想とは……、人の血すじは父からむすこへと伝わるものであり、これを幾代繰り返しても、血すじの同一性を失わないという考え方、しかもかような血すじこそ生命の本源ないし生命自体であり、各人の本性はこれによって規定せられる」(注4)との思想である。このような中国の思想の強い影響を受けた朝鮮において、養子は同姓同本であって、昭穆の序を満たす者に限るとする厳格な規範が存在したのは当然のことであったといえるかもしれない。もっとも実際においては、養子が得られない場合には第Ⅱ節にあげた例にもうかがえるように異姓養子を取る、または棄児を乞養して自己の姓を名乗らせ、結果として相続させる、というケースが少なくなかったようである。しかし、このような異例の場合であっても、養子は祭祀を目的としてなされており、したがって継嗣が無い場合の非常手段であると考えられていたことに違いはない。このことが如実に示すように、自己をも含めた先祖の祭祀を絶やさないことに対する強い願望が存在し、そのためにも昭穆の厳守が強く意識されたのである。こういう意味における養子の場合、当然それは1人に限られる。第Ⅱ節でも紹介したように、隠れて2人の養子を取ろうとした人は、後の養子を無効とされている。

では、日本ではどうであっただろうか。たとえば、鈴木栄太郎によれば、「家においては家族はかならずしも血縁者たることを必要とせず、家長すらも血縁の親子に伝わることを必要としない。……この家族制度においては親子というもかならずしも血縁者ではない。位座に位する親子の関係である」(注5)とされ、親と子は、また兄と弟はそれぞれの位座の格式において関係し、その間に血縁の関係は必ずしも必須のものではない。そういう形で家の連続性が追求されるのが日本の家族制度の本質であると説く。また有賀喜左衛門においては養子は「戸主

の家督相続をなすべき養子とそうでないものがある。前者においても血縁者と非血縁者とある」(注6)と考えられ、特に非血縁の傍系養子を家族内にとり入れ、それを奉公人養子とし、後にそれを奉公人分家として分家させ本家の支配力を貫きつつ同族団を形成する、という点に有賀の論理展開の独自性が存すると言っても言いすぎではないだろう。第Ⅰ節に展開したような、非血縁養子が家族の本質結合の内に包含されるか否かの議論はおくとしても、日本においては養子は必ずしも1人に限られるわけではなく、また祭祀を行なうことを至上の目的として取り入れられるのではなく、極端に言えば家の企業・経営が必要とする限り取り入れることが可能であった。法的手続を取らなかった養子であっても、それがある年季を勤めあげた後は分家させ、また当人も分家であると観念していたのである。

私たちはここで、日本と朝鮮における養子制度の違いを幾つか指摘できる。一つは、養親と養子との間に血縁関係が想定される必要があったか無かったか、という点である。二つには、養親と養子との間の昭穆一輩行関係の一致が必要とされたか否かである。三つには、養子を取り入れる人数の点、つまり養子の担った役割の問題である。

このような相違点を通してみると、私たちはそこに、双方において家の存続を願うという心情は同一であったとしても、それを実現させてゆく形式に重大な相違のあることを知る。このことは逆に言えば、嫡子の持つ地位の確かさと表裏一体をなしていると言ってよい。中国における喪服の軽重から牧野巽は真の親子関係が中国においてはいかに重視されていたかを立証したが(注7)、その真の親子関係の重視を裏打ちする思想は、子が父の人格を継ぐという思想、滋賀秀三の言葉を借りれば、「父子は分形同気」(注8)の思想であり、養子の必要は家系の存続のためというよりは子のない父のために、子に代わって父の人格を継ぐ、という点に存したのである。朝鮮においても、中国と全く同様であったかどうかについては今後の研究を必要とするが、少なくとも第Ⅱ節の例にも挙げたように、嫡子を廃して養子を取ることは理にかなったことではなかったし、また許されもしなかった。これに対して日本においては、嫡子をさしおいて養子に家督を継がせたり、弟が兄の養子となって家督を継ぐ、ということがかなり行なわれたし、また一部の地方では末子相続という慣行もみられた。このように考えれば、日本の場合は朝鮮・中国とは異なって、「父子至親 分

形同気」という意味で父子の序に従って父の人格を継ぐのではなく、鈴木栄太郎の言う位座という意味における地位を、つまり家長の地位を継ぐという考え方が想定されていたと考えてもあながち的はずれとは言えないであろう。地位なればこそ、そこに当面する家業を担当する上で最適任の人間を据える、という可能性が生ずるわけである。このような場合には血統の維持、昭穆の序の厳守という点よりはむしろすぐに家業を担当できる能力に基準をおいて後継を決定する(注9)、ということはむしろ当然であった。日本における後継者の選定が種々の類型を示す理由の一つはこの点にあったのではなかろうか。こうしてみれば、有賀の展開した家一同族論が、その成員の役割に着目して分析を進めたことは、日本における家一同族の特質を鋭く突いていたと言えるかもしれない。

次に相続の問題がある。朝鮮においては「相続なる文字は文献には見当らぬ」(注10)というのが喜頭兵一『李朝の財産相続法』の最初の言葉であり、分給、分執、許給、決給などの言葉がそれに代わる言葉としてある、と喜頭は言っている。つまり「朝鮮においては家産の伝継は分割相続主義を原則としていた」(注11)のである。このことが日本における相続との決定的な相違である。金斗憲によれば、旧慣調査において戸主相続を家督相続とみなすことができなかつた一つの理由であるという(注12)。高麗朝から李朝初期の時期においては、家産は子女に平分されたという(父母奴婢、承重子加五分之一、衆子平分、良妾子女七分之一、賤妾子女十分之一)(注13)が、もちろんこれは一つの原則であって、実際の習俗においては「長子優待相続」が一般的であった。それは第Ⅱ節の例が示すとおりである。一方、中国においては家産は厳密に均分されたと言ってよい。親が養老地を取らずに家産を分割した場合には、輪流管飯という形で息子たちが平等に親を養った、というほどの徹底した均分であり(注14)、これは前述した「父子至親 分形同気」の思想の正確な反映である。「次三男は立派な直系親」(注15)という牧野巽の発言は、この中国における特徴を手短にかつ正確に表現している。『経国大典』は中国の法体系の圧倒的な影響下に編纂されたが、「承重子加五分之一」を加えたことに朝鮮における財産相続の特質が表現されている。このことは、長子が祭祀を独占し、戸主相続をなすことに対応している。このように朝鮮においては、分割相続でありながら、祭祀相続人は少なくとも次男以下よりは多くの分与を受けるという、日本とも中国とも異なった相続の体系を形成しているのである。

ところで、この点に関して日本においてはどうかだろうか。有賀は前述したように日本の家成員をその家の存続という視点から嫡系と傍系に分類したが、家産の相続という点においては「あととり」の独占相続であったとしている。農民相続においては江戸時代前期などでは分割相続のケースは数多く見られるが、江戸末期に至りそれは徐々に一子相続へと様相を転換し、近代の家制度においては一子独占相続が一般的となっていった(注16)。分家が家産の分与であり、多くの場合土地の分与を伴ったことは事実であるが、家産観念の確立とともに、分家の際の土地の分与は、伝来財産から区別された親もしくは兄の取得財産の個人的な贈与と見なされるべきであり、相続ではなかった、とする大竹秀男の説を私たちがまた支持したいと思う(注17)。

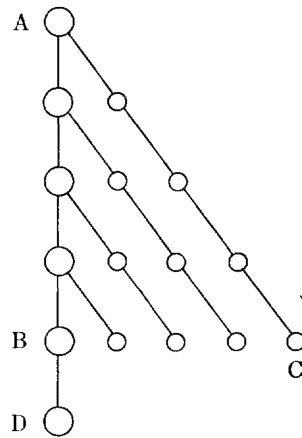
ここで私たちは分家の時期という点にも目を向ける必要がある。朝鮮における分家は、中国における分家とは異なって、現象的には時期がずれて行なわれる。第Ⅱ節に示したごとく、朝鮮の分家は、庶子が生母を伴って分家する場合を除いて、結婚後においてしか実現しない。しかし、財産分割はすでに前戸主の死亡の時点で完了し、ただそれが祭祀相続人以外の財産相続人には結婚後において現実化すると考えるべきである。中国における分家は、継承者の中に未婚者・未成年者が居たとしても一括して一時に行なわれ(注18)、日本の分家は本家の経済状態によって時期も、その分与額も左右されるといってよい(注19)。

私たちはこれまで、家の系譜における結節点に生ずる養子、相続、分家という問題を考えてきた。李光奎は彼の論文において、朝鮮における相続の第一義は祭祀相続であり、中国におけるそれは財産であり、日本におけるそれは家督である、と特徴づけた(注20)。この特徴づけはあまりに単純明快であるゆえに細かく見れば幾つかの点は問題になるとしても、大体において正当であるといつてよい。

ところで、このような構成をもった朝鮮の同族を私たちはどのように理解すべきだろうか。第Ⅰ節に述べたように、日本の同族は系譜関係をその構造原理とし、その系譜の本源である本家は土地所有という経済的基盤に補強されつつ、本家統制のもとに氏神祭祀を中心とする種々の生活連関をもつ家々の連合体と理解されよう。では朝鮮における同族はどうだろうか。朝鮮における同族が系譜関係をその構造原理となしていることは明らかである。たとえば、豊山柳氏の同族部落である河回を調査し

た金宅圭は「宗家と宗孫に対する補宗観念は今なお相当に強い。過去においては支孫たちは宗孫が他所より帰村すれば、洞口まで迎えに出るほど宗孫を尊敬しており、物質的な補助も少なからず行ってきた」(注21)と述べ、また朝鮮における同族の中心的な機能である祭祀において、宗孫以外の人びとが行列・年齢順に位置を占めるのに対し、宗孫だけは常にその中心に位置する(注22)、といわれる。また、宗家相続の場合は支家の長男でなければ養子に入ることができない。ということは逆に言えば宗家の相続のためには長男すら養子に取れるという意味で、宗家の存続に対する一つの制度的保障をなしている。このように宗家は喜多野のいう伝統的権威を持っていると認めることができる。ただ、朝鮮の場合の系譜が家の系譜なのか個人の血統であるのか、という点に疑問が残る。この疑問点に関連して、日本の同族と決定的に異なるのは、日本における系譜が家の系譜であったゆえに、それを構成する人びとが非血縁でありえたのだが、朝鮮の同族を構成する人びとは若干の例外を除けば血縁者に限られる、ということである。したがって、朝鮮の同族はむしろ血縁的結合として表現されるものであろう。日本の場合をもう少し詳しくみれば、日本の同族は家という制度体を媒介として、その制度としての家の出自関係である点にその特色を持つ。したがってその家という制度体を担う人びとが非血縁者であったとしても、つまり核としての家族が非血縁者によって形成されていたとしても、家としての出自関係が設定されてさえいれば、それは同族組織の構成単位としての最も重要な要件を満たしていたのである。そして、このことが喜多野のいう同族と親族とを概念的に確然と区別する論拠なのである。一方、朝鮮の同族は第Ⅱ節後半で述べたように、父系の親族集団であるとする有力な見解が存在する。親族は、言うまでもなく、その中心を個人に置いており、したがってそれは個人の誕生や死亡によって変動する。では、朝鮮の同族において、このような変動の徴候が見られるであろうか。

朝鮮の同族の最大の機能である祖先の祭祀には忌祭と墓祭という2種類の祭祀が存在する。祭祀者から見て4代祖までは忌祭・墓祭ともに行なわれるが、5代祖以上は墓祭のみが行なわれる。忌祭、墓祭ともに行なわれる状態から墓祭のみが行なわれるようになる際に祭遷ということが行なわれる場合がある。図を見ていただきたい。この場合Bが祭主である場合、Aの祭祀は祀祭・墓祭ともに行なわれる。ところがBが死亡し祭主がその



子Dに移った場合、Aはすでに5代祖になりAに対する祭祀は行なわれなくなる。ところが、Bと同列のCが生存していた場合、AはCにとっては4代祖にあたり、忌祭の範囲内である。このような場合にAに対する忌祭の祭祀権と、その忌祭のための基本財産はBの死亡後にCに移り、このことを祭遷と言う(注23)。この事実は朝鮮における同族の祭祀が日本におけるそれとは異なって、先祖の代数が明確に意識されている、ということを示している。このことは朝鮮の同族祭祀において先祖の代数が明確に意識されているという意味において家中心というよりは個人中心であると言えるのではないだろうか。代々の先祖が一体として意識されている日本の同族において祭遷という現象は本来ありえないことなのである。つまり、朝鮮の同族はそれを構成する個々人が明確に識別されて意識され、その個々の血縁関係によって結合される、という意味で親族の概念とより近いと考えられるのではないだろうか。もっとも、日本の同族研究において理解されている親族は姻族を含むとされ、父系に限定される朝鮮の同族とは異なっており、いま一つ、朝鮮の同族が理論的には同本同姓にまで拡大せられる、という点に留意しなければならないのはもちろんである。

次に、崔在錫も述べているが(注24)、系譜関係が構造的特徴としての本家統制として現象するのではなく、宗家に対する尊敬の念に立脚しつつも上下関係ではなく平等な関係として表現されるのである。そのことが、先の金宅圭からの引用にもみられる支家→宗家という方向での補助という形になって表われるのである。このことはたとえば、有賀の石神調査において、本家・斎藤善助家が他に比して圧倒的な経済力を持ち(注25)、また「同族結合の一切の特徴は、この財産の所有関係を基礎として生ず

る」(注26)という見解があることを考え合わせてみれば、日本の同族における経済的基盤に補強された本家統制の持つ意味が理解されよう。朝鮮の同族にはそれが欠けているのである。このことは朝鮮の同族を構成する原理が、前述したように日本の同族とは異なって親族のそれに近いということによる、と考えれば理解が容易になる。

整理しよう。朝鮮の同族においては養子制の検討で明らかになったように、その構成員は父系の血縁者に限られ、祭遷の存在によって示されたように、朝鮮の同族の系譜関係は日本の同族のそれのように家を単位とした系譜ではなく、個人の系譜であると考えられること。そうであればこそ昭穆が問題とされること。次に財産相続の検討で明らかになったように、本家統制を補強する経済力は分割相続によって分散し、日本の同族の構造的特徴である経済力によって補強された本家統制は発現することが困難なこと。したがって、系譜関係に沿ってあらわれる本家を中心として生活諸連関は、朝鮮の同族においては機能として現われないこと。このような点からみて、朝鮮の同族は、日本のそれとは全く様相を異にし、父系の親族とみるのがより適切であること、これである。

(注1) 金斗憲 前掲書 279ページ。

(注2) 『高麗史』 卷八四 戸婚条。金斗憲 前掲書 272ページより引用。

(注3) 滋賀秀三『中国家族法の原理』 創文社 1967年 31—32ページ。

(注4) 同上書 35ページ。

(注5) 鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』(『著作集』第1巻) 未来社 1968年 268ページ。

(注6) 有賀喜左衛門『日本家族制度と小作制度』(『著作集』第1巻) 未来社 1966年 109—110ページ。

(注7) 牧野巽「儀禮及び禮記に於ける家族と宗族」(『支那家族研究』 生活社 1944年)。

(注8) 滋賀秀三 前掲書 113ページ。

(注9) 大竹秀男『封建社会の農民家族』 創文社 1962年 228ページ。

(注10) 朝鮮総督府中枢院調査課『李朝の財産相続法』(喜頭兵一執筆) 1936年 1ページ。

(注11) 金斗憲 前掲書 289ページ。

(注12) 同上。

(注13) 『経国大典』 刑典私賤条。喜頭 171ページより引用。

(注14) 滋賀秀三 前掲書 273—281ページ。

(注15) 拙稿「戦前の日本の中国家族研究」(『アジア経済』第15巻4号 1974年) 174ページの牧野巽の発言。

(注16) 大竹秀男 前掲書。特に第三章相続。

(注17) 同上書 185ページ。

(注18) 滋賀秀三 前掲書 82ページなど。

(注19) たとえば、有賀喜左衛門『大家族制度と名子制度』(『著作集』第3巻) 未来社 1967年 76—78, 82ページの表によれば、与えられた家屋の広さ、田畑の広さにはかなりの差がみられる。

(注20) 李光奎 前掲論文 29ページ。

(注21) 金宅圭 前掲書 147ページ。

(注22) 崔在錫 前掲論文 102ページ。

(注23) 同上 106—107ページ。

鈴木栄太郎 前掲書 (1944年) 67ページ。

(注24) 崔在錫「韓中日東洋三国の同族比較試論」(『村落構造と親族組織』 未来社 1970年) 155ページ。

(注25) 有賀喜左衛門 前掲『大家族制度と……』 199ページの「各戸の所有地」表参照。

(注26) 玉城肇『近代日本における家族構造』 酒井書店 1956年 13ページ。

### おわりにかえて

日本・朝鮮双方において使用されてきた同族という概念は、以上見てきたように著しくその様相を異にしており、私たちはその双方を同一の術語で呼ぶことがはたして適切であるかどうかを疑わざるをえない。

朝鮮の同族研究を精力的におこない、進んで中国を加えた東洋3国の同族の比較研究を行なっている崔在錫は、前引した論文において同族という術語に着目して、「三国における同族間の差異点」(注1)を明らかにしようとしている。しかし私たちは崔のように3国の同族を、同族という基本的に同じものの中における差異ととらえるよりはむしろ概念的にみて異なるものとして、つまり同族の低位概念として日本、朝鮮、中国の諸型を設定するのではなく、日本の同族、朝鮮の同族、中国の同族を概念的に異なるものと考えた方がより適切ではないか、と考えている。

では、以上のような観点から朝鮮の同族をどう呼ぶのが適当であろうか。従来朝鮮においては、これまで述べてきた同族は、本宗、一門、一族、一家、親族、宗親、氏族、姓族、同宗、宗族、門中、宗中など種々の呼称で

もって呼ばれてきた(注2)。また、金宅圭は最近の論文において、同族・同族部落の概念を検討し、日本の同族部落と区別して、さしあたり同姓部落とでも呼んだ方がより実相に近い、という提言を行なっている(注3)。朝鮮の同族をどのような名称で呼ぶのが最も適切であるか、という問題は今後の問題として残されるが、先に挙げた種々の呼称のうち、親族および宗族については私たちはその使用を否定的に考えざるをえない。すなわち、親族と呼ばれる範囲は限定され、理論的に同本同姓にまで拡大される朝鮮の同族とはその原理を異にし、また日本における同族研究の文脈でいう親族概念と比較するならば、親族には姻族が含まれるのが通例であり、父系の血縁集団である朝鮮の同族概念とはその原理を異にすること。また宗族については、朝鮮における同族編成の原理は中国の宗族の影響が色濃く認められるものの、李朝初期の興儒崇礼の大運動をもってしても崩すことができなかった朝鮮固有の慣習を考えると、朝鮮の

同族は中国の宗族とは異なった社会的文化的背景をもつものであって、異姓不養、同姓不婚といった点から、それを宗族と呼ぶことは避けられるべきであると考ええる。

以上のような観点から、きわめて不明確な結論とならざるをえないが、朝鮮の同族を金宅圭も提唱している同姓集団、もしくは同姓族という術語を使用することが適当ではないか、との暫定的な結論を出しておきたい。したがって、東洋三国との視点に立つならば、日本の同族、朝鮮の同姓族、中国の宗族と三つを並列させて研究を進めていくのが妥当ではないか、と提起しておきたい。

(注1) 崔在錫 前掲論文(1970年)145ページ。

(注2) 崔在錫 前掲論文(1965年)95ページ。

(注3) 金宅圭「東アジアの同族共同体・韓国一い  
わゆる同族部落をめぐる若干の覚え書」(『講座家族』  
第6巻 弘文堂 1974年)58ページ。

(調査研究部)

アジア経済研究所刊行

林 武 著

## 現代アラブの政治と社会

双書221/A 5判/362頁/3600円

アラブを動かすものは何か。アラブの政治と社会の特質はいかにして形成されたか。本書は著者が長年にわたり積み重ねてきたアラブ研究を凝縮したものであり、アラブ社会主義、アラブ民族主義の本質の究明から、さらに文化の根底に流れるイスラームに迫っている。

西川大二郎 編

## ラテンアメリカの農業構造

双書222/B 5判/224頁/2200円

ラテンアメリカの農業は、大土地所有制度によって一般的に特徴づけられているが、本書はペルー、ボリビア、チリ、アルゼンチン、ブラジルをケース・スタディとして、ラテンアメリカ各国の土地所有制度の発展過程を歴史的にあとづけ、現在の農業問題の本質を明らかにする。

アジア経済出版会発売